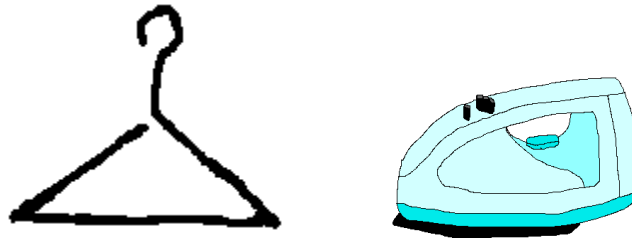


クリーニング所(一般) の て び き



那覇市保健所

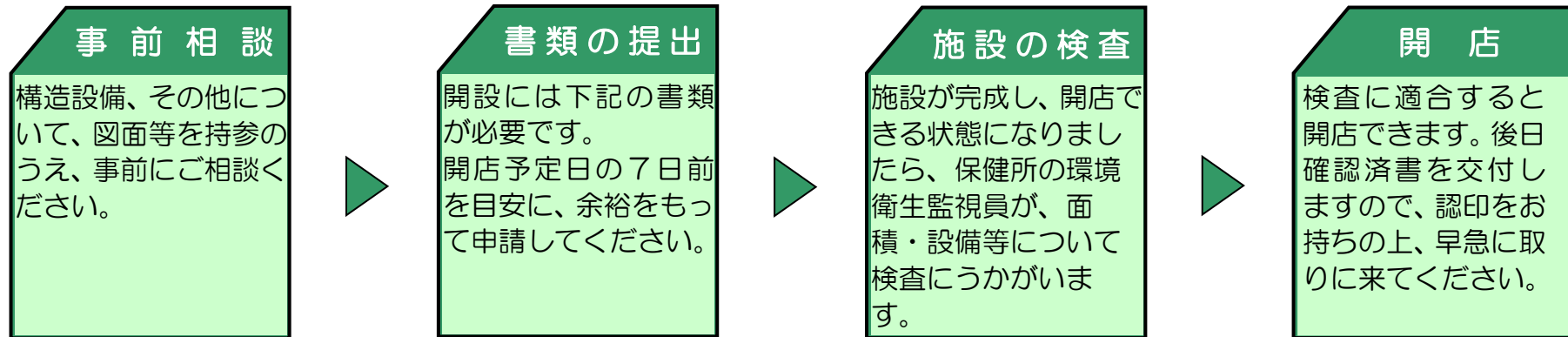
生活衛生課 医務薬務環境グループ

〒902-0076 沖縄県那覇市与儀1-3-21

電話 098(853)7963

ファックス 098(853)7965

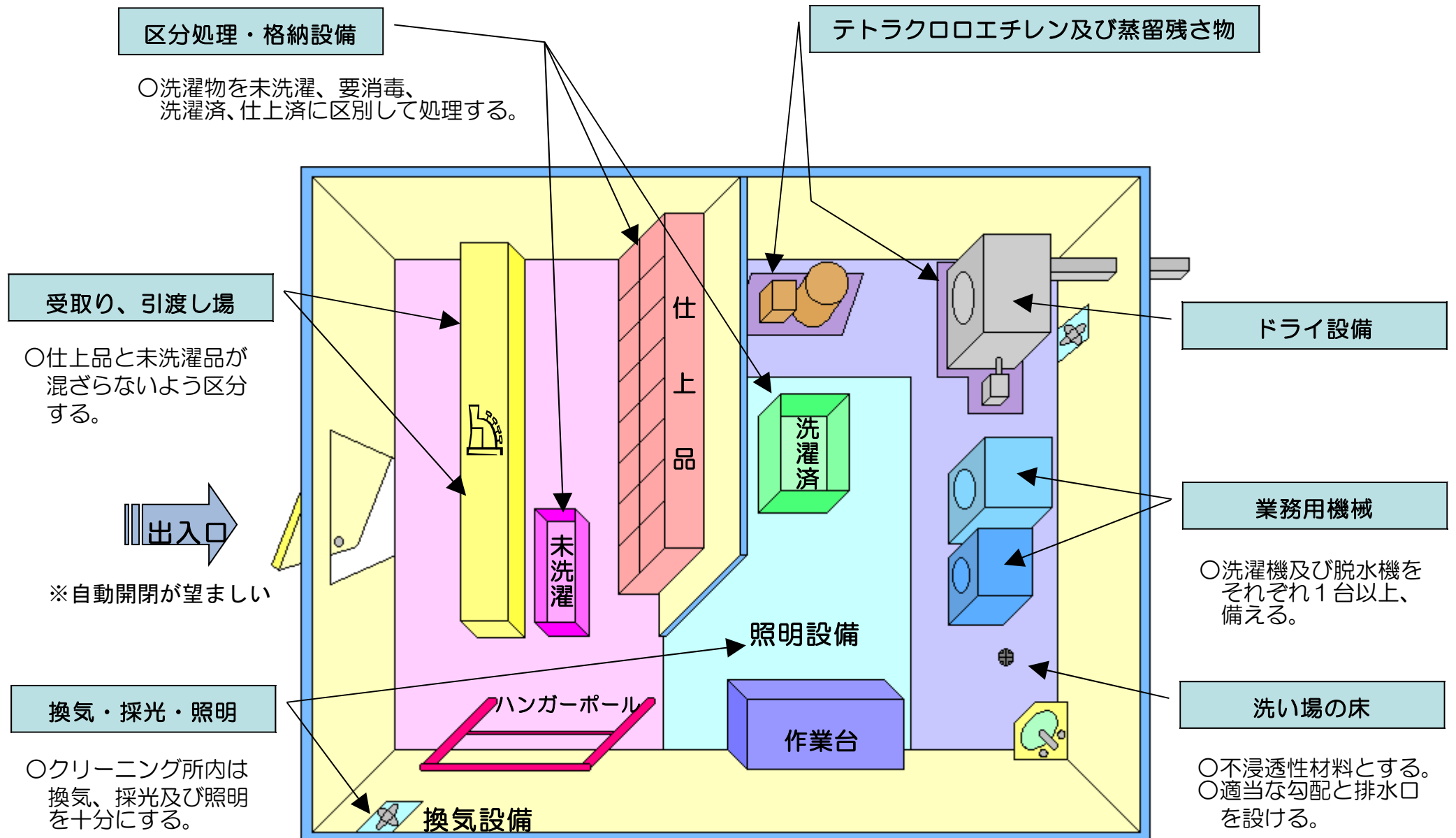
クリーニング所(一般)開設までの手続き



開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
 - ❖ 施設の平面図（設備の概要を記載）
- 営業者（管理人を置いた場合は管理人も併せて）
 - 個人・・・氏名、住所、本籍、生年月日
 - 法人・・・名称、住所、代表者氏名
- 従業員名簿
 - ❖ 有資格者の免許証（**本証**提示・写し添付）
- 検査手数料（16,000円）

（例） クリーニング所（一般） 構造設備概要



クリーニング所の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- ・ 開設者が変わった。（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ・ 施設を移転した。（仮店舗も含む）
- ・ 施設を大規模に増・改築した。等

必要書類

- * 開設までの手続きをご覧ください

◆ 変更届

- ・ 法人代表者が変わった。
- ・ 施設を小規模に増・改築した。
- ・ クリーニング師が変わった。等

台帳記載項目が変わるときには変更届が必要になります。
台帳記載項目とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要（機械の台数など）となります。

* 施設の変更は事前に保健所に相談してください。

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類（登記簿謄本や、施設設備図面等）

◆ 承継届

- ・ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ・ 開設者（法人）が合併または、分割により承継した。
※ 相続、承継した後遅滞なく届出をしてください。

必要書類

- * 承継届（共通）

（個人）

- * 戸籍謄本（被相続人及び相続人全員の関係がわかるもの）

- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）

❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹（法人）・・・事前に保健所に相談してください。

- * 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本

- * 分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本
被相続人死亡 60 日以内に申請すること

◆ 廃止届

- ・ 営業をやめた。等

必要書類

- * 廃止届・開設確認済証

クリーニング所(一般)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	・ドライ機の稼働中には定期的に換気する。 ・照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分にする
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し・シミ抜き・仕上げの作業台、洗濯物の収納容器、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と洗濯物の区別	受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と洗濯済・仕上済の洗濯物を明確に区別する。
溶 剤	・溶剤は、密閉容器に入れ、日光の当たらない場所に保管する。 ・廃液、排ガスはそれぞれの処理装置を設け適切に処理する。 ・蒸発残さ物等の汚染物は密閉できる専用容器に入れて、専用の貯蔵場所に保管する。
従業者に関すること	・クリーニング師は全員、3年に1回、研修を受けること。 ・クリーニング業務に従事する従業員（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、3年に1回、講習を受けさせる。（研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とする。） ・従業者に健康診断を受けさせる等、常に従業者の健康管理に注意する。

